## 知ってて安心、麻痺員のための |本の税務・社会保険 からいコンサルティンググループ

## 海外赴任者が徴収される社会保険料

## 第66回

菊池さん: みらいさん、こんにちは。 私は来月か ら台湾へ海外赴任が決まっています。そのため、新 たに海外勤務手当が毎月5万円追加支給されるこ とになるのですが、現在給与天引きされている健康 保険料や厚生年金保険料は、上がるのでしょうか。

みらい:はい。今回のケースですと、菊池さんは 海外勤務手当が支給され始めた月から5ヵ月後に、 社会保険料額が上がる可能性がでてきます。という のは、社会保険料額は、毎月の固定給与額が変更と なったり、新たに手当が支給されることとなった月 から数えて、3ヵ月分の給与額の平均が、それまで 控除されていた保険料額を決定する際の基礎とな っている金額と比較して大幅に増減する場合に、実 際に支払われる給与額と控除すべき社会保険料と の間に、大きな隔たりがないよう、4ヵ月目以降の 社会保険料額が、増減される仕組みとなっています。 なお、通常給与天引きされている社会保険料は、前 月分の保険料となっていますので、実際に社会保険 料の金額が上がるのは、5ヵ月後となります。

菊池さん:分かりました。実は、現在受け取って いる給与の一部が、赴任先から支払われることにも なるようですが、それによっても保険料額が変更に なりますか。

みらい:通常、社会保険料額を決定する際の基礎 となる給与額は、日本の会社から支給されるものだ けを対象としていますので、赴任先からも給与が支 払われることで、給与の一部が日本の会社から支給 されない場合は、その分を差し引いて、社会保険料 額を決定することとなりますため、金額如何によっ ては、保険料額が減額となることも考えられます。

しかしながら、本来日本の会社から支払われるべ き給与の一部が、海外送金等の便宜上、赴任先の現 地企業を介して支払われるにすぎない場合には、両 方の会社から受け取る給与額のすべてを、日本の会 社から支払われていると見なされますので、合算し た金額でもって、社会保険料額が決定されます。菊 池さんの場合は、どちらの支払い方になるのか、一 度会社へ確認されてみてはいかがでしょうか。

菊池さん:私が最終的に受け取る給与額が同じで あったとしても、給与の支払われ方によって、社会 保険料額が変わってくるのですね。早速、会社に確 認してみます。それにしても、赴任先から支払われ る給与額を、社会保険料を決定する際の基礎額に含 めなくてもよいのであれば、その分社会保険料は安 くなるのでお得ですね。

みらい:確かに、毎月納める社会保険料が減額に なるという観点からとらえますと、お得に感じられ ますが、社会保険料が安くなると、その分、私傷病 や出産などで働けなくなった場合の生活の保障と なる健康保険からの給付や、将来受け取るべき老齢 年金額なども減額となり、生活保障の意味をなさな くなる可能性がでてきますので、注意が必要です。

菊池さん:なるほど、いざというときの給付額に 影響がでるとなると、その分、自分自身で民間企業 の傷害保険に加入するなど、何らかの補填を検討し ていかなければなりませんね。ちなみに、実際に社 会保険料が変更されることとなったときの手続き で、私が行うことはありますか。

みらい: 実際に社会保険料が変わるときは、会社 が年金事務所または健康保険組合へ、その旨を届け 出ることとなりますので、菊池さんで特段必要とな る手続きはございません。

菊池さん:ありがとうございました。大変参考に なりました。

<お知らせ>第 65 回「賞与の支給回数による所得 税負担の違い」で掲載した表に数字表記の誤りがあ りました。正しい表を掲載します。

